(二)　公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、一二年以下の懲役又は一、二〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第三条第一項関係）

(三)　公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為等に係る(二)の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行に資するその他利益を提供した者は、一〇年以下の懲役又は一、〇〇〇万円以下の罰金に処するものとし、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為等に係る(二)の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときは、一〇年以下の拘禁刑若しくは一、〇〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第三条第二項関係）

(四)　第三条第二項後段に規定するもののほか、(二)の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第五条第二項関係）

六　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係

1　一定の特定事業者が行う取引時の確認事項の追加

司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が顧客等との間で、特定取引を行うに際して行う取引時の確認事項に、(一)から(三)までに掲げる事項を追加することとした。（第四条第一項関係）

(一)　取引を行う目的

(二)　当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

(三)　当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

2　一定の特定事業者が行う疑わしい取引の届出に関する規定の整備

行政書士等、公認会計士等及び税理士等は、特定受任行為の代理等（顧客のためにする一定の行為又は手続についての代理又は代行をいう。）について、当該特定受任行為の代理等において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第一〇条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合（法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合を除く。）においては、速やかに、行政庁に届け出なければならないこととした。（第八条第二項関係）

3　外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知義務に関する規定の整備

外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えることとした。（第一〇条第一項及び第一〇条の三第一項関係）

4　外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

暗号資産交換業者は、外国所在暗号資産交換業者との間で、暗号資産の移転のうち一定のものを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在暗号資産交換業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこととした。（第一〇条の四関係）

5　暗号資産の移転に係る通知義務に関する規定の整備

暗号資産交換業者は、顧客から依頼を受けて暗号資産の移転のうち一定のものを行うときは、当該依頼を行った顧客及び移転の相手方の本人特定事項等を通知して行わなければならないこととした。（第一〇条の五関係）

七　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置について定めることとした。（附則第二条～第四条及び第六条～第九条関係）

2　この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法の施行の状況に関する検討規定を設けることとした。（附則第五条関係）

3　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一〇条～第一五条関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第三七四号）（内閣官房）

1　中小企業等における適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める体制を強化するため、内閣府の職員の定員を改正するとともに、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図る体制を強化するため、厚生労働省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第三七五号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第六条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七六号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、妊娠出産子育て支援交付金を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三七七号）（厚生労働省）

一　地域保健法施行令の一部改正関係

事業成績の報告に関する規定を改めることとした。（第二条関係）

二　予防接種法施行令の一部改正関係

1　予防接種を行う医師の氏名等の公告に関する規定を削ることとした。（第三条関係）

2　予防接種法第二七条第二項による国庫の負担について、その対象となる経費の内容を定めることとした。（第三条関係）

三　医療法施行令の一部改正関係

医療法第三〇条の四第一〇項に規定する政令で定める事情として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第一六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことを追加することとした。（第四条関係）

四　地方自治法施行令の一部改正関係

指定都市が行う病床の特例許可に関する事務の読替規定について、所要の規定の整備を行うものとした。（第七条関係）

五　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。